

入札説明書

福岡県が発注する新福岡県立美術館新築工事（一般競争入札）に係る入札公告に基づく入札等については、関係規定に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和7年9月19日

2 担当部署

(1) 入札手続に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課契約室（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3758

(2) 工事に関すること

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部営繕設備課設計係（県庁行政棟7階）

電話番号 092-643-3745

3 工事内容等

(1) 工 事 名 新福岡県立美術館新築工事

(2) 工事場所 福岡市中央区大濠

(3) 工事概要 建築一式工事（美術館（鉄骨造一部鉄筋コンクリート造、地上4階地下1階建て、延床面積21,900.64㎡）他の新築他工事）

4 使用する主な使用機材

コンクリート 約 15,000m³

鉄筋 約 2,100 t

鉄骨 約 4,100 t

5 工期

令和8年2月定例県議会に係る契約の効力発生の日から令和11年5月31日まで

6 工事の発注方式

(1) 本工事は、入札時に施工計画等に関する技術資料を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の対象工事である。

(2) 本工事は、最低制限価格制度を適用せず、低入札価格調査制度を適用する。

(3) 本工事は、低入札価格調査の対象となる調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）及び失格基準価格（以下「失格基準価格」という。）を設けている。なお、詳細は「福岡県建設工事低入札価格調査試行要領」（以下「低入札価格調査試行要領」という。）による。

(4) 本工事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会の議決を経て本契約となるものである。

(5) 工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）の減額方式である。なお、減額方式とは、4週8休を前提に労務費を補正した工事費を積算して予定価格を作成し、4週8休以上が達成できなかった場合は、現場閉所の達成状況に応じて請負代金を減額変更するものである。

(6) 本工事は、福岡県公共工事暴力団排除協議会等実施要領に基づく暴力団排除協議会を設置し

て、暴力団等の不当な介入を排除する取組を実施する工事である。

(7) 本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。本方式は入札時に発注者が示した入札時積算数量書を入札参加者が活用して入札に参加し、当該積算数量に疑義が生じた場合は、工事請負契約の締結後に発注者が協議に応じる方式である。なお、詳細は「営繕及び県営住宅工事における入札時積算数量書活用方式実施要領」による。

(8) 本工事は、入札手続（競争参加資格確認申請書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象工事であり、電子入札によらない者の参加は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。

ア ICカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなりICカード再発行の申請中の場合

イ 名簿登録事項に変更が生じたこと等により、ICカード再発行の申請中の場合

ウ その他やむを得ない事由があると認められる場合

ア～ウのいずれかに該当する場合、紙入札方式参加承諾願を2の(1)の部局へ提出して承認を受けること。

(9) 電子入札による手続開始後は、原則として、紙入札方式への途中変更を認めない。ただし、障害等のやむを得ない事情がある場合は、紙入札方式移行申請書を2の(1)の部局へ提出して承認を受けること。

(10) 紙入札方式による手続開始後は、電子入札への途中変更は認めない。

(11) その他電子入札に関する事項は、福岡県電子入札運用基準による。

7 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

建築一式工事について、「福岡県が施工する建設工事等の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和5年12月福岡県告示第805号）」に定める資格を開札時から契約の効力が発生するときまで継続して有していること。

8 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

この工事は、特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）による共同施工方式とし、各構成員が令和7年10月6日(月)現在において、次の条件を満たすこと。

なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

(1) すべての参加者に対する条件

ア 地方自治法施行令第167条の4に該当する者でないこと。

イ 福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（昭和62年6月30日総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、入札参加申込受付の期限日から落札決定の日までの期間中に指名停止を受けていないことをいう。

ウ 福岡県建設工事競争入札参加者の格付及び選定要綱（昭和54年9月22日総務部長依命通達）第7条第2項の規定に基づく措置期間中でないこと。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査（以下「経審」という。）に基づく入札参加資格者名簿の

登載者を除く。)

オ 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(ア) 設計業務等の受託者とは、次に掲げる者である。

株式会社隈研吾建築都市設計事務所

(イ) 当該受託者と資本又は人事面において関連がある建設業者とは、次のいずれかに該当する者である。

a 当該受託者又は建設業者が法人税法上の同族会社であって、一方が他の一方の同族会社の判定基準となる場合における当該建設業者

b 当該受託者及び建設業者がいずれも法人税法上の同族会社であって、両者の同族会社の判定基準となる者が重複する場合における当該建設業者

c 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

カ 次の(ア) から(ウ) までは定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

(ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

(イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

(ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

キ 建築工事業について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を有して営業年数が 3 年以上あり、同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。

ク 2 人以上 5 者以下の組合せによる J V で施工すること。J V の出資割合は、下記のとおりであること。なお、J V の各構成員は、本工事に係る他の J V の構成員となることができない。

2 者の場合：30%以上、3 者の場合：20%以上、4 者の場合：15%以上、5 者の場合：10%以上

(2) 代表構成員に対する条件

ア 平成 22 年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、8,700 m²以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が 20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物 1 棟分の延床面積とする。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者を監理技術者として契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。なお、当該工事は、建設業法第 26 条第 3 項第 2 号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「監理技術者（専任特例 2 号）」という。）の配置を認めない。

(注意)

専任の監理技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に 3 ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、建設業法第 7 条第 1 号に該当する経營業務の管理責任者（以下、「経營業務管理責任者」という。）又は同法第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号の規定による営業所における専任の技術者（以下、「営業所における専任の技術者」という。）でないこ

と。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点数。以下「評点」という。）が1,190点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が1,190点以上であること。

エ 構成員中、最大の施工能力を有し、かつ、出資割合が最大であること。

(3) 他の構成員のうち1者に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、2,100㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経營業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が900点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が900点以上であること。

(4) 他の構成員のうち(3)以外の構成員に対する条件

ア 平成22年度以降に元請として、主たる構造が鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、1,000㎡以上の建築物の新築、改築又は増築に係る建築一式工事を施工した実績（共同企業体による施工については、出資割合が20%以上の工事に限る。）を有すること。なお、面積は建築基準法による建物1棟分の延床面積とする。

※別紙「新型コロナウイルス感染症対策による建設工事の入札等の手続の対応について」参照

イ 建築工事業について、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又は国家資格を有する主任技術者を契約工期開始日から当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法施行令第27条第2項が適用される場合及び現場説明書に専任を要しない期間の定めがある場合は、この限りでない。

(注意)

専任の主任技術者は、所属建設業者と入札申込日以前に3ヶ月以上直接的かつ恒常的な雇用関係があること。また、経營業務管理責任者又は営業所における専任の技術者でないこと。

ウ 建築一式工事について、審査基準日が令和5年10月1日から令和6年9月30日までにある評点が750点以上であること。ただし、(1)エに規定する決定日以降の経審を受けている場合は、決定日以降の経審による評点が750点以上であること。

9 総合評価に関する事項等

(1) 評価項目と評価基準

別表1の各評価項目について、評価基準に基づき評価し加算する。

(2) 総合評価の方法

「8 入札参加条件」を満たす入札参加者全てに標準点（100点）を与え、さらに上記(1)により評価した評価項目について、0点から30点の範囲で加算点を加えたものを技術評価点とし、技術評価点を入札価格で除して得られた評価値により行う。評価基準は別表1のとおり。

標準点＋加算点＝100点＋（0～30点）

評価値＝【標準点＋加算点】／【入札価格】

なお、落札者の決定方法は26の(1)による。

(3) 評価内容の担保

ア 技術提案に記載された内容のうち、本工事の施工に適用可能と発注者が判断した提案内は、工事請負契約の一部とする。

イ 技術提案に記載された内容については、履行状況の検査を行う。この場合において、受注者の責により提案内容を満たす施工が行われていない場合、又は技術提案を不履行の場合、次のいずれかの措置を行う。

(ア) 工事成績評点を減ずる。

(イ) 契約不履行の取扱いとし、契約解除を行う。

また、上記(ア)及び(イ)において、指名停止を行うことがある。

(4) 技術提案の作成方法及び留意事項

ア 技術提案の課題を下表に示す。

課題 1	鉄骨工事の施工精度及び免震構造の性能の確保について
趣旨	本建物は、柱が少なく、外装には大判ガラスや大判P Cカーテンウォールを採用していることから、鉄骨工事の施工精度が不十分な場合、建物全体の出来栄に大きな影響を及ぼす。 また、本建物は、多くの利用者が訪れるとともに、貴重な美術品（文化財を含む）を多数収蔵・展示する施設であることから、地震から人命及び美術品を守るため、柱頭免震方式を採用している。 本課題は、このような工事の特色を踏まえ、鉄骨工事の施工精度の確保に加え、免震工事に係る施工計画や免震部材の品質管理、当該箇所の施工管理等による適切な免震性能の確保について、具体的で有効な提案を求めるものである（鉄骨工事の施工精度の確保について記入欄 1 から 3 に、免震構造の性能の確保について記入欄 4 から 6 にそれぞれ最大 3 提案を記入すること。）。
課題 2	収蔵庫や展示室等における文化財の保存環境の確保及び建物の止水性の確保について
趣旨	本工事で用いるコンクリートや内装材などから発生するVOCやアンモニアなどの室内汚染物質は、本建物に収蔵・展示する貴重な美術品に変質や劣化を生じさせるおそれがある。本建物は令和11年度の開館を予定しており、美術品の搬入など開館に向けた準備の期間も限られていることから、施工時においても収蔵庫や展示室等の室内汚染物質濃度を最低限に抑えることが求められる。 また、外部から雨水や地下水の侵入により、文化財に深刻な影響を与える可能性があるため、外部から建物内部に水の侵入を防ぐ止水性の確保が重要

	である。 本課題は、このような工事の特色を踏まえ、収蔵庫や展示室等における室内汚染物質に対する文化財の保存環境の確保に加え、建物の止水性の確保について、具体的で有効な提案を求めるものである（収蔵庫や展示室等における文化財の保存環境の確保について記入欄1から3に、建物の止水性の確保について記入欄4から6にそれぞれ最大3提案を記入すること。）。
課題3	工事期間中における周辺環境への配慮について
趣旨	本工事は大規模で長期にわたる工事であることから、CO2排出削減や粉塵などの大気汚染防止の取組が求められる。 また、本工事は、公園、气象台、美術館、中学校・高等学校などの施設に囲まれた場所での工事であるため、周辺施設利用者及び周辺施設関係者の安全確保や騒音・振動に配慮する必要がある。 本課題は、このような工事の特色を踏まえ、CO2排出削減や粉塵などの大気汚染防止の取組に加え、周辺施設利用者及び周辺施設関係者への安全対策や騒音・振動対策について具体的で有効な提案を求めるものである（CO2排出削減や粉塵などの大気汚染防止の対策について記入欄1から2に最大2提案、周辺施設利用者及び周辺施設関係者への安全対策や騒音・振動対策について記入欄3から6に最大4提案を記入すること。）。

イ 発注者が指定した課題に対する技術提案について様式第4号の6-1、様式第4号の6-2-1、様式第4号の6-2-2及び様式第4号の6-2-3に記入すること。

なお、様式第4号の6の別紙「技術提案」作成に関する注意事項をよく読んで作成すること。

また、提出を行う技術提案の作成にあたっては、当該入札に参加しようとする他の入札参加者といかなる相談・協議等を行ってはならない。

ウ 提出された技術提案については、当該工事における適用の採否について発注者が判定し、令和7年12月5日(金)までに入札参加者に通知するものとする。

エ 技術提案については、提案以降の工事において、その内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

オ 技術提案等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。

10 設計図書等の配布

(1) 設計図面の配付

設計図面については、公告日から開札日までの県の休日を除く毎日、2の(1)の部局より配付する。希望者は、申請様式「設計図書データの配布について」に必要事項を記入の上、FAXにより申し込んだ後に受け取ること。

(2) 入札時積算数量書の配付

入札金額を見積もるための入札時積算数量書については、競争参加資格確認通知書に添付する。

11 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 質問書の受付

仕様書等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

ただし、質問の内容が、技術提案の評価に関するものについては、回答を行わない。

ア 提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ 提出場所

2の(1)に同じ

なお、電子メールの場合は、「kensomu-keiyaku@pref.fukuoka.lg.jp」へ送付すること。

ウ 受領期間

令和7年9月22日(月)から令和7年10月28日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、次のとおり福岡県ホームページに掲載する。

ア 場所

「トップページ」>「目的から探す」>「入札・公募案件」>「入札・公募一覧」

※当該公告のホームページ上段

イ 期間

令和7年10月1日(水)から令和7年12月17日(水)まで

12 入札参加申込みの受付

(1) 申込受付期間

令和7年9月19日(金)から令和7年10月6日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分(ただし、受付最終日については午後3時00分)まで

(2) 受付場所

2の(1)に同じ

(3) 提出書類

様式第7号「入札参加申込確認票」を参照

(4) 提出方法

ア 電子入札システムによる場合

(3)の提出書類のうち、各様式のみを電子入札システムに添付(ただし、様式第1号の1を除く。)して申請するとともに、(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)をA4サイズの紙(A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可)に印刷し、2の(1)の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続による。

イ 紙入札方式による場合

(3)の提出書類(添付書類を含む全て。)をA4サイズの紙(A3サイズをA4サイズに折り込んだものも可)に印刷し、2の(1)の部局へ持参又は郵送すること。郵送の場合はウの手続による。

ウ 郵送手続

(ア) 郵送する書類の名称、枚数を記載した目録を作成すること。

(イ) 2の(1)の部局の名称及び所在地を宛名とする書留とすること。

(ウ) 封書表面に令和7年9月19日(金)公告、新福岡県立美術館新築工事と明記の上、「入札参加申請書類在中」と朱書きすること。

(エ) 書類の分割郵送は認めない。

(オ) 郵送する場合の期限は、令和7年10月6日(月)午後3時00分までに2の(1)の部局に必着

とする。

(5) その他

ア 提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は、返却しない。

13 競争参加資格確認通知

競争参加資格の有無は令和7年10月21日(火)までに競争参加資格確認通知書により通知する。

14 競争参加資格がないと決定した者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと決定された者は、「福岡県建設工事における入札・契約の過程に係る苦情処理手続要領」の規定に基づき、競争参加資格がないと決定された理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明を求める場合には、令和7年10月28日(火)までに書面（同要領様式第1号）を提出して行わなければならない。

(3) 書面は2の(1)の部局へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(4) 説明を求められたときは、令和7年11月5日(水)までに説明を求めた者に対し回答書（同要領様式第2号）により回答する。

15 技術提案の受付

13により競争参加資格を有すると決定された者は、9の(4)に挙げる課題について技術提案を提出するものとする。

(1) 受付期間

令和7年10月21日(火)から令和7年10月28日(火)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後4時30分（ただし、受付最終日については午後3時00分）までとする。

(2) 受付場所

2の(1)に同じ

(3) 提出書類

様式第4号の6-1、様式第4号の6-2-1、様式第4号の6-2-2様式及び第4号の6-2-3に記入のうえ提出すること。

(4) (3)で指定した書類及びその電子データを持参又は郵送により提出すること。原則として、電子データのファイル形式はExcel形式又はPDF形式、提出媒体はCDとする。なお、郵送による場合は、封書表面に令和7年9月19日公告、新福岡県立美術館新築工事と明記の上、「技術提案書類在中」と朱書きし、書留郵便により令和7年10月28日(火)午後3時00分までに2の(1)の部局に必着とする。

16 入札の日時、場所及び入札書の提出方法

(1) 日時

電子入札システムによる入札は、令和7年12月8日(月)から令和7年12月17日(水) 午前9時58分までの電子入札システム稼働時間

紙入札方式による入札は、令和7年12月17日(水) 午前10時00分(持参)

令和7年12月16日(火) 午後5時00分(郵送)

(2) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は電子入札システムにより提出すること。

イ 紙入札による場合は、持参又は郵送により提出すること（郵送は書留郵便に限る。期間内必着）。入札書は、持参により提出する場合は、封筒に入れて密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 7 年 12 月 17 日(水) 開札《新福岡県立美術館新築工事》の入札 書在中」と朱書きしなければならない。郵送により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には氏名（法人の場合はその 名称又は商号）を朱書きし、外封筒の封皮には「新福岡県立美術館新築工事」と朱書きしなければならない。

ウ 入札執行回数は、1 回とする。

エ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額（入札書に記載される金額を記録した電磁的記録を含む。）に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

- 17 工事費内訳書（明細書がある場合、明細書を含む。以下「工事費内訳書等」という。）の提出
- (1) 入札書提出時に、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書等を電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書提出時に工事費内訳書等を 2(1)の場所に持参又は郵送により提出すること。持参により提出する場合は、封筒に入れて密封して提出し、郵送により提出する場合は、16(3) イの外封筒に同封して提出すること。
 - (2) 工事費内訳書等の様式は自由であるが、記載内容は、金抜設計書の項目と同項目で作成され、かつ、入札金額と整合したものであること。
 - (3) 工事費内訳書等は、参考図書（入札金額の内容を確認するための資料）として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではない。
 - (4) 低入札価格調査実施要領第 6 条第 1 項における数値的判断による失格基準の判定のため、別紙「工事費内訳総括表」を、工事費内訳書等に併せて提出すること。「工事費 内訳総括表」の提出がない調査基準価格未満の入札を行った者は、失格とする。

18 技術提案の提出

- (1) 15 の(1) に示す期限までに提出された技術提案のうち、9 の(4) のウによって当該工事の施工に適用可能と発注者が判断した技術提案を様式第 4 号の 6－3、様式第 4 号の 6－4－1、様式第 4 号の 6－4－2 及び様式第 4 号の 6－4－3 に記入の上、入札の際に提出すること。

なお、承認された技術提案と異なる内容を記述した場合は、入札を無効とする。

電子入札業者は電子入札システムにより提出（ファイル形式は PDF 形式とする。）することとし、落札者決定後、落札者は当該技術提案を 2 の(1) の部局に紙で提出すること。

紙入札業者は入札時に技術提案を提出すること。

- (2) 入札時に提出した技術提案は入札金額と同様の権利義務を生ずるものとする。

19 開札の日時及び場所

- (1) 入札終了後直ちに以下の場所において行う。

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県建築都市部建築都市総務課入札室（県庁行政棟7階）

(2) 開札に立ち会う者

電子入札方式による入札参加者で立ち合いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。

立ち合いを希望する者がいない場合又は紙入札による入札参加者が立ち会わないときは、入札に関係ない職員を立ち会わせて行う。

20 入札保証金

見積金額（税込み。以下同じ。）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

(1) 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証書を提出する場合

なお、保険期間は開札の日から30日間（県の休日を除く）とする。

(2) 開札日から過去2年以内に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

21 契約保証金

契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上）の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、その証書を提出する場合

(2) 保険会社等と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上（調査基準価格を下回った価格で契約を締結するときは100分の30以上））を締結し、当該保険会社等がその証書を提出する場合

22 入札の無効

(1) 次の入札は無効とする。

ア 金額の記載がない入札

イ 法令又は入札説明書、現場説明書及び入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

ウ 同一入札者が二以上の入札（他人の IC カードを使用しての入札を含む）をした場合、当該入札者のすべての入札

エ 所定の場所及び日時に到達しない入札

オ 電子入札の場合、入札者が有効な電子証明書を取得しておらず（紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人の記名がなく）、入札者が判明しない入札

カ 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

キ 入札保証金が 20 に規定する金額に達しない入札

ク 入札参加資格のない者、入札参加条件に反する者（入札参加の確認を受けた者で、その後開札時点において指名停止期間中であるもの等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

ケ くじ番号の記載がない入札（くじ番号の重複記載又は誤字若しくは脱字等により必要事項を確認できない入札を含む。）

なお、くじによる落札決定を要しない場合においても、くじ番号の記載がない又は必要事項を確認できない入札は無効とする。

コ 入札書提出時に、工事費内訳書の提出がない入札

サ 入札書に記載した入札金額に対応した工事費内訳書の提出がない入札

シ 低入札価格入札者において、低入札価格調査票の提出がない入札

ス 入札書提出時に、技術提案の提出がない入札

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

23 予定価格及び調査基準価格の事前公表の有無

有

24 予定価格及び調査基準価格の事前公表の場所、方法、期間及び注意事項

(1) 場所及び方法

2の(1)に掲示

(2) 期間

令和7年10月21日(火)から令和7年12月17日(水)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(3) 注意事項

予定価格以下の価格で入札できない者は、入札前に辞退すること。(辞退届を提出のこと。)

25 支払条件

(1) 前払金

有

(2) 部分払又は中間前払金(併用)

有

26 落札者の決定方法、落札者決定通知及び技術評価点通知

(1) 落札者の決定方法

ア 開札後は、落札者の決定を保留し入札を終了する。

イ 予定価格と失格基準価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、9の(2)によって得られた評価値の最も高い者を落札候補者とする。

ウ 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

エ 落札候補者の入札価格が調査基準比較価格以上であれば、その者を落札者として決定する。

オ 低入札価格調査を行うこととなった場合は、調査基準価格を下回る入札を行った者(低入札価格調査実施要領第6条第1項における数値的判断による失格基準に該当する者を除く。以下「低入札価格入札者」という。)全てに対し、開札後の令和7年12月17日(水)午後5時頃までに、低入札価格調査に係る調査書類の提出について、ファクシミリにより通知するものとする。

カ オの通知を受領した低入札価格入札者は、調査書類を作成し、令和7年12月18日(木)午後5時00分までに2の(1)の場所に持参しなければならない。

なお、調査書類の作成にあたっては、低入札価格調査実施要領及び低入札価格調査資料作成要領に基づき作成すること。

キ 低入札価格調査は、落札候補者のほか、複数の者について並行して行うことがある。

ク 低入札価格調査の対象者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。

なお、事情聴取等の日程等については、改めて通知する。

ケ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められる場合は、その者を落札者として決定する。

コ 低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合は、その者を失格とし、その者以外の者を対象として、順次ア以降の方法により落札者を決定する。

(2) 落札者決定通知

ア 時期

(ア) 上記(1)のエにより落札者が決定した場合

令和7年12月17日(水)

(イ) 上記(1)のカ又はキの方法で、落札者が決定した場合

令和8年1月中旬頃(予定)

イ 方法

落札者が決定した場合は、直ちに入札書の提出を行った者に対し通知するとともに、当該入札結果を落札決定の翌日から2の(1)の場所において閲覧に供するほか、福岡県のホームページに掲載する方法により公表する。

(3) 技術評価点の通知

入札参加者の自者の加算点内訳については、2の(1)の部局に対して、自者からの書面(様式9号「技術評価点通知について」)による申し出(通知の郵送を希望する場合は、返信用封筒(切手貼付)を申請時に添付又は郵送すること)により情報提供を行う。申し出は、電子申請時の添付、郵送又は持参により、入札参加申込み期限日までとし、入札結果公表の日から起算して5日以内(県の休日を除く。)に情報提供を行う。

ただし、入札の無効、辞退又は失格の場合は、回答しない。

なお、評価点の根拠となる審査内容及び他者の技術評価点に関することは、通知しない。

27 7の入札参加資格を入札参加申込時に得ていない者が行う入札参加申込み等

(1) 入札参加申込時において、建築一式工事について、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで有効な「福岡県が施工する建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格」に定める資格を得ていない者及び福岡県に令和7年度建設工事競争入札参加資格審査申請を行っていない者等についても入札参加申込みを受け付ける。ただし、開札日時までに本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格審査を終了しておくこと。

なお、本工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査申請は入札書提出の前日まで随時受け付けるが、当該申請が令和7年10月6日(月)以降になる場合は開札時までに審査を終了することができないおそれがあるので、注意すること。

(2) 開札時までに入札参加資格を得ること及び公告の入札参加条件で示された総合評定値等を満たすことを条件として入札書を受領する。

(3) 次のとおり随時に入札参加資格申請を受け付ける。

ア 申請書の提出方法

ふくおか電子申請サービス(<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/>)により提出するものとする。

イ 申請に関する問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
福岡県建築都市部建築指導課建設業係（県庁行政棟 7 階北棟）
電話番号 092-643-3719

ウ 申請書の作成に用いる言語
日本語

28 本工事について、調査基準価格を下回った価格で契約する場合の条件

- (1) 工事請負契約書（以下「契約書」という。）第4条第3項及び第6項に規定する契約保証金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3以上とすること。
- (2) 契約書第55条第2項に規定する違約金の額を、請負代金額（税込み）の10分の3とすること。
- (3) 契約書第35条第1項に規定する前金払ができる額は、請負代金額の10分の2以内とすること。また、契約書第35条第6項及び第7項もこれに準じて割合を変更すること。
- (4) 契約書第10条第1項第2号に規定する監理技術者又は主任技術者とは別に、共同企業体の代表構成員は8(3)イの入札参加条件を満たす技術者（以下「増員配置技術者」という。）1名を専任で配置すること。

なお、増員配置技術者は、適正な施工と品質確保の徹底のため、施工中、監理技術者又は主任技術者を補助し、監理技術者及び主任技術者と同様に施工計画の作成、工程管理、品質管理その他技術上の管理、指導監督等の職務を行うこと。

- (5) 契約書第10条第1項第1号に規定する現場代理人及び同項第2号に規定する主任技術者は、他工事との兼務は認めないものとする。なお、建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける主任技術者等、建設業法第26条の5の規定の適用を受ける営業所技術者又は特定営業所技術者及び監理技術者（専任特例2号）は認めないものとする。

29 人権尊重の取組

入札参加者は、人権に関する法令を遵守するとともに、自社で人権侵害が発生しないよう予防措置を講じるなど、人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

30 その他

- (1) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定はない。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本公告における当該調達は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける。
- (4) 調達手続の停止等
政府調達に係る苦情処理の関係において、福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (5) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報及びその他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）、入札心得書、その他入札契約に関する法令を遵守すること。
- (8) 落札者は、契約書を契約担当者に提出する際に、契約書に規定する暴力団排除条項1項各

号に該当しないこと等について誓約する誓約書及び労働関係法令を遵守すること等について誓約する誓約書を提出することとし、これらの誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

- (9) 発注者が、競争性が確保されないと判断した場合のほかやむを得ない理由が生じた時には、入札を取り止める場合がある。
- (10) 本工事以降の他の工事の開札において、重複受注の制限が設けられた工事等落札者の決定に影響がある場合、以降の開札について、落札者の決定を保留することがある。
- (11) 申請書又は技術資料等に虚偽の記載をした場合、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。また、虚偽の記載をした者が行った入札は無効とし、その者を落札者としていた場合は落札者決定を取り消すことがある
- (12) 調査基準価格を下回った価格で契約する工事については、適正な履行を確保するため、次の措置を講じるものとする。
 - ア 施工体制台帳を提出させ、必要に応じてその内容について事情聴取を行うこと。
 - イ 工事の監督及び検査業務を強化すること。
- (13) 低入札価格調査について、書類の提出をしなかった場合、事情聴取に応じなかった場合又は虚偽の書類を提出したと認められた場合は、入札を無効としたうえで、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止措置要綱別表その2に規定する不正又は不誠実な行為として指名停止措置を講ずることがある。